

〔研究ノート〕

## 法教育と法学教育

大村 芳 昭

- 1 はじめに
- 2 法教育と法学教育との関係
- 3 法学研究者の法教育への参加
- 4 さいごに

### 1 はじめに

法学部の専門的法学教育は今、ある意味での曲がり角にさしかかっている。大学進学率が50%を超え、大学を選び好みさえしなければ確実に入学できる「全入時代」を迎えた現在、一口に法学部生といっても、その学力には天と地ほどの開きが生じていることは最早誰も否定できまい。そのような学生たちに対して、大学で法学関係科目を担当する教員が、個々の学習達成度の違いを無視して「うちは法学部だから」「君たちは法学部生なんだから」という理由で画一的な法学教育<sup>(1)</sup>を提供した場合、その教育効果には大いに疑問を感じざるを得ない。場合によっては、効果が上がらないだけでなく、学生の学習意欲自体を喪失させてしまう危険性すらある。教育効果のあがる法学教育をしようと思うのであれば、学生の興味関心、基礎的能力、将来の目標などに適合した教育内容や教育方法を提供することが必要である。

例えば、法科大学院を通じて司法試験に挑戦しようと考えている学生に対しては、法曹として求められる知識や素養のうち、法科大学院で教育を

受ける際の前提となる基礎的なものを身につけさせる教育を行うことが必要かつ有益であろう。また、公務員を目指す学生に対しては、公務員になるための教育<sup>(2)</sup>とともに、公務員になるためには特に必要ないが、よりよい公務員になるためには必要な教育<sup>(3)</sup>も行うべきである。さらに、民間企業に就職し、法律知識を活かせるようなポストで働きたいと希望する学生に対しては、企業法や企業が直面する諸問題に関連のある法令を実践的な観点から教えるような教育が必要である。

他方、一般の民間企業等に就職し、法律とは特に関係のない一般的な業務に従事することを希望する学生に対しては、上に述べたような特定の進路希望を前提とするような教育を提供しても、場合によっては、いわば砂地に水を撒くような状態となり、十分な教育効果をあげることができないこともあり得る。だからといって、そのような（非法律職希望の）学生を法学部で受け入れること自体に疑問を提起してみても、特に私学においては経営上の理由などもあって現実味はないのであって、将来の希望のいかんに関わらず、法学部で学ぶ意思や意欲のある学生であれば幅広く受け入れ教育するしかない。では、そのような特定の進路希望を持たない学生に対して、法学部はいかなる法学教育を提供すればよいのだろうか。

上記のような問題意識を抱き続けてきた筆者に一つの大きなヒントを提供してくれたのが、近年各方面で盛んに行われつつある「法教育」をめぐる議論である。法教育というのは、後に述べるように、小学生・中学生・高校生・社会人などを対象として行われる法に関する教育を指すが、法学教育とは区別して扱われるのが通常であるように思われる。しかし、法教育と法学教育との境界線は意外と曖昧であるばかりでなく、一部重複する（させるべき？）部分さえあるのではないか、というのが筆者の実感するところである。

本稿では、そのような問題意識に基づいて、

- ①法教育と法学教育との関係をいかに考えるべきか
- ②法学部教員の法教育への参加についてどう考えるか

につき筆者なりのささやかな試論を提示しようとするものである。

## 2 法教育と法学教育との関係

### (1) 法教育に関する議論の沿革

法教育と法学教育との関係について述べる前提として、法教育に関する議論の沿革を大雑把に把握しておきたい<sup>(4)</sup>。「法教育」とは、日本では1990年代以降になって使われるようになった新しい用語であり、広く人口に膾炙するに至ったのは今世紀に入ってからである。日本国憲法の施行以来現在まで行われてきた憲法を中心とする法教育とそれに対する批判・反省に加えて、1990年代初頭以来の社会科教育学研究者による法教育研究<sup>(5)</sup>、やはり1990年代初頭以降、法律実務家（弁護士・司法書士）などから本格的に提起された司法教育、1990年代末以降に実現された司法制度改革の過程で提起された司法教育などの流れが起り、それぞれの当事者が2003年に発足した法務省法教育研究会、さらにはその後を受け継いで2005年に発足した法務省法教育推進協議会に参加するなどして、議論が展開されてきた。

このような議論の流れを受けて、法律系専門雑誌では2001年頃から法教育に関する特集が相次いで組まれるようになり<sup>(6)</sup>、また法学研究者や法律実務家が関わる形で法教育関連の研究書やテキストが数多く出版されるに至っている<sup>(7)</sup>。また、2010年には法と教育学会が正式に発足<sup>(8)</sup>し、教育関係者、法律実務家、法学研究者の連携による法教育研究や実践のさらなる進化が期待されている<sup>(9)</sup>。

### (2) 法教育の定義と対象

「法教育」の定義については、アメリカの1978年法関連教育法（Law Related Education Act of 1978）における定義<sup>(10)</sup>にならって「法律専門家でない人々を対象に、法、法形成過程、法制度、これらを基礎づける基本

原理と価値に関する知識と技能を身につけさせる教育<sup>(11)</sup>、あるいは「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの見方・考え方を身に付けるための教育<sup>(12)</sup>」などと述べられている。そのようなものとしての法教育が日本で重視されるに至った背景としては、

① 従来から学校教育の中で行われてきた法に関する教育が知識偏重の表面的なものにとどまっていたことへの反省<sup>(13)</sup>、

② 情報化、国際化、少子化など様々な動きの中で価値観が多様化し、社会統合の手段としての法の重要性が高まってきたことの認識<sup>(14)</sup>、

③ 規制緩和などによる事後規制型社会の到来、司法改革による裁判外紛争処理手続の整備や裁判員制度の導入などによる国民の司法参加の拡大などへの対応として、法律専門職でない一般国民の法的素養を高める教育の必要性<sup>(15)</sup>

などが考えられる。上で紹介した法教育の定義において、法教育の対象（法学習の主体）が「法律専門家でない人々」「法律専門家ではない一般の人々」とされているのも、このような背景があるからであろう。

### (3) 法学教育の位置づけ

法教育の対象が小中高校生などの法学専門教育を受けていない者であるとする、法学部に進学する者は、高校までの間に法教育を受けた上で大学に入学し、法学部で法学専門教育を受けることになるが、そこで一つの疑問が生ずる。法教育について説明する際、「法学部での法学専門教育ではなく<sup>(16)</sup>」というように、法学部での法学教育と法教育とを一律に区別することが一般的であるように思われるのだが、法学部での法学教育の位置づけが若干画一的過ぎるような気がするのである。

確かに、大学がごく一握りの国家エリート養成機関であり、法学部を卒業することがそのまま法律専門職としての資格につながったような時代であれば、「法学部での法学教育＝法律専門職養成のための専門的法学教育」

と言ってもよいのかもしれない。しかし、法学部の特権が剥奪され、法学部を設置する大学数も学生数も飛躍的に増加するとともに、大学間の格差が大幅に広がり、法学部卒業生の就職先が他学部のそれと大差ない場合も少なくないという状況になった現在、「法学部での法学専門教育」という括り方で法教育と区別することの妥当性には疑問を感じずにはいられない。

むしろ、法学部での法学教育については、法律専門職を養成するための専門的法学教育と、自立した社会人の要請を目指す法教育的法学教育の両者を包含するものとして把握した上で、大学・学部ごとの状況に鑑み、専門的法学教育に比重を置く大学・学部と法教育的法学教育に比重を置く大学・学部を区別して、それぞれにつき法教育との連携を考えるのが現実的ではないだろうか。

#### (4) 法学教育との連携①—法教育の役割

残念ながら、法教育と法学教育との連携について全般的に述べるに足るだけの経験も研究成果も、今の筆者にはない。しかし、筆者は本務校等での日々の教育実践を通じて、法教育と法学教育との連携につき考察を深めつつある。そこで以下では、筆者の今までの経験に照らして、法教育と法学教育の連携につき考察してみたい<sup>(17)</sup>。

法教育を法学教育の前提ないし基礎と考えるなら、法に関する教育のうち法教育が担当すべき部分と法学教育が担当すべき部分とを峻別しなければならない。そして、法教育の段階では、対象となる児童・生徒が将来法学部に進学して法学教育を受けることになるか否かは一般的に不明なのであるから、将来法学部に進学するか否かに関わらず、自立した市民となるために必要な法的素養というものを考えねばならないであろう。しかし、いかに大学教育がユニバーサル化したとはいえ、とりあえず進学するか否かの自由がある中で法学部を選んだ学生を相手にする法学教育とは異なり、義務教育である小学校・中学校や、実態的には義務教育に近い存在と

なっている高等学校の児童・生徒には、進学しないという選択肢は基本的に存在しなかったのであるから、学習能力にしても意欲にしても大きな個人差がある。では、そのような児童・生徒について、現実的に求めることのできる共通の素養とは何であろうか。

筆者が考えるには、それは自分が直面する身近な課題を何らかの形で解決するために必要な最低限度の知識と思考力である。筆者が今までに指導してきた学生を観察した経験からすると、資格試験合格や就職などの点で在学中に成果を出す学生に共通しているのは、自分にとっての明確な課題を持ち、それを解決するための方策について自ら考えようとする姿勢を持っている点である。目標の高さは個人によって大きく異なるし、解決方策といっても、自ら実力をつけて突破するというものから周囲（友人、家族、教職員など）をうまく利用するというものまで様々であるが、明確な課題設定ができなかったり、課題は設定できても解決方法で立ち往生してしまう学生に比べると、そういう学生は少しずつでも着実に進歩していくことができている。法教育の文脈で言われる「自立」とはまさにそういうものを言うのではないだろうか。

そのような観点からすると、今までに公表されてきた法教育に関する授業例の中に、学校生活などで児童・生徒が身近に遭遇し得る様々な問題を取り上げるものが多いのは非常に納得できる。様々な事例を用いて課題への取り組み方を仮想体験させていくことによって、児童・生徒の中に問題解決に関する成功体験が蓄積されてゆき、それが本人にとっての自信につながるのである。中学・高校と成長するに連れて、個人的に遭遇することはあまり考えられないような社会的問題を取り上げる度合いが増えていくのは理解できるとしても、まずは身近な問題を取り上げることによって問題解決へのモチベーションや知的好奇心を育てていき、その成果を受けて社会的問題にも目を向けさせる、というのが一番無理のない手順であるように感じられる。

### (5) 法学教育との連携②—法学教育の役割

法学部では、以上に述べたような法教育を受けてきた生徒を学生として受け入れることになるが、それでは法学部では法学教育としてこれに何を上乗せできるのだろうか。

すでに述べたように、一口に法学部といっても、その社会的役割は様々である。法科大学院経由で法曹を輩出する法学部や、キャリア官僚を輩出する法学部もあれば、警察官や自衛官を輩出する法学部、さらには法律専門職ではない一般の社会人を育てる法学部もある。学生からすれば、自分が今ここで受けている授業が、自分の将来のどんな場面で役に立つのか、ということは多少なりとも気になるはずであり、大学としても、そのような学生の素朴な疑問に答えられるような工夫をすべきである。そこで、法学部での法学教育<sup>(18)</sup>の中に大学ごとの特徴を考慮しながら二つの段階を設け、全学生向けに行う法学に関する基礎的教育（こなれない表現かもしれないが「法教育的法学教育」とでも言えようか。ここには各大学の法学部教育におけるミニマムスタンダードを構成する教育内容が含まれる）<sup>(19)</sup>と、将来の進路などにあわせて特定の専門分野につきさらに学習を深めるための法学教育（それこそ「専門的法学教育」）<sup>(20)</sup>という区別を明確に意識したカリキュラム構成をとるのがよいであろう<sup>(21)</sup>。

このようにして法教育と法学教育とが連携することにより、学生それぞれの状況に応じた柔軟で効果的な教育を提供できるものと考えている。

## 3 法学研究者の法教育への参加

### (1) 現状認識

従来、法教育について紹介されてきた事例において、小中高校の教員以外に法教育に積極的に関わっているとされてきたのは、主として法律実務家（裁判官、検察官、弁護士、司法書士など）である。これに対して、法学研究者の法教育への関わり方について、10年近く前の文献では次のような

指摘がなされていた。

「これまで法学研究者の間においては、初等中等教育における法教育について、まとまった研究がほとんどなされていない」「現状は、法学研究者が、なんらかのまとまった理論的・実践的な研究成果でもって、初等中等教育における法教育の発展に寄与する、という動きはほとんど見られない」「大学の法学部へ進学する児童・生徒は、全体から見ればごくわずかである。そのような現状では、ごくふつうの市民が法について学ぶのは、高校か中学校が最後の機会である。それにもかかわらず、多くの法学研究者は、主権者としての市民が初等中等教育の段階において法についての理解を深めることに、まるで無関心であるかのように見える」<sup>(22)</sup>。

この指摘については、その後、法務省の法教育研究会や法教育推進協議会に多数の法律研究者が参加し議論に加わったことや、東京大学法科大学院の出張教室のような意欲的な取組み<sup>(23)</sup>がなされることによって、現在では状況は徐々に変わりつつあると言えなくもない。法教育関連の書籍や法律系雑誌での法教育特集を通じて法学研究者が積極的に発言ようになってきているのも、法教育に関心を持つ—法学研究者としては大変心強い限りである。しかしそれでも、弁護士会などの精力的な活動と比較して、我が国の法学教育の根幹を支えてきた法学部の法学研究者全体が、その能力や経験に照らして、法教育との関係で（特に実践の面において）応分の役割を果たしているとは言い難いように思われる。

## (2) 模擬裁判活動

そんな中でも、法教育につながる実践を法学研究者が続けている例として、全国の大学の法学部で行われている模擬裁判活動がある<sup>(24)</sup>。教員が学生を指導しつつ模擬裁判を上演するわけであり、事案の設定や台本作成をも併せて学生が行う場合と、事案の設定は指導教員側で済ませておき、学生は与えられた事案や訴訟資料に基づいて台本を作成する場合、さらには、出来合いの台本を学生に与えて上演のみ行う場合などがあるが、台本

作成をも含めて学生が行う場合に特に法学教育上の効果が大きいように思われる。なぜなら、台本作成の過程で、取り扱う事案の分析や適用すべき法規範の解釈につき否が応でも検討しなければ判決に到達できないので、それが学生たちにとっての貴重な実践的法律学習体験となるからである<sup>(25)</sup>。

### (3) 体験授業・出前授業

それ以外に法学研究者がすでに取り組んでいるものとして、高校生対象の出前授業や体験授業がある。開催の仕方としては、何らかの業者が仲介役となって様々な専門分野の大学や専門学校の教員を手配し、それらの教員が高校に出向いて授業を行い、生徒はその中から興味のあるものを選択し受講するというもの（出前授業）や、高校と大学が事前に協定等を結んで大学が教員を高校に派遣し授業を行うというもの（出前授業）、また、やはり高校と大学が事前に協定等を結んで大学が高校生を招き、大学教員が講義を行うというもの（体験授業）などがある。このような企画は、高校側にとっては進路指導の一環、また大学側にとっては入試戦略の一部という位置づけになりがちであり、授業を担当する教員としては、自分の所属する大学をいかにアピールするかという点にある程度意を用いなければならないのが実情であろうが、それだけにとどまらず、極めて限られた条件下ではあれ、法教育の一環として積極的に活用することも考えられるのではなかろうか。筆者自身、出前授業や体験授業がきっかけで法律に興味を持ち、法学部進学を、あるいは特定大学の法学部進学を考えるようになったという例を具体的に見聞している。

### (4) その他

研究会等への参加、模擬裁判指導、出前授業・体験授業、いずれも法学研究者が法教育に関わるための方法としては大きな意義がある。しかし、筆者の乏しい経験と、法教育に関する文献を見ていて感じる違和感を基に

言うならば、法学研究者はもっと法教育の実践に参加すべきではないだろうか。何故なら、多くの法学研究者が法教育に直接関わることができれば、それにより児童・生徒に将来法学部に進学するのに相応しい基礎学力をつけるチャンスが増えるわけであるし、ひいてはそれが、各法学部の生き残り（定員確保）に対しても貢献できるからである。

では具体的にはいかなる形で参加できるのか。1つは、小中高校（あるいは大学であれば法学部以外の学部）の法教育関係科目にゲストとして招待してもらい、1回～数回程度臨時的な授業ないし講演を行うという方法である。この場合、その科目全体の授業予定に合わせて講演するか、あるいは特別講演のような形で授業全体とは独立した内容を話すことになる。実施可能性という意味では最も優れており、準備期間や費用の点でも優れている。筆者も、首都圏のある私立大学（健康医療系学部）で応用法学のある分野につき単発の授業をしたことがあるが、学生たちの専攻する分野と関わりが深い分野であったためか、初対面のゲストの効果なのか、それとも具体的な授業内容の選択がたまたまよかったのか、学生は最後まで緊張感を保って授業を聞いてくれたし、教室内は最後までとてもよい雰囲気であった。対象が大学生ということもあってリクルートの効果はなかったが、普段法律全般にはあまり触れることのない非法学部学生に法律への興味をいささかでも感じてもらえたのであれば十分に成功であったように感じている。このような機会が小中高校でも持てないかというのが筆者の希望であり、その種の打診を知人の中学校教員から受けたこともあるのだが、残念ながら現時点ではまだ実現していない。このような形での法教育実践の場への参加を可能にする何らかの取組みを開始すべきなのかもしれないが、現時点ではまだ方向性を模索している段階である。

もう1つは、法学研究者と法律実務家との授業協力である。かつて、ある弁護士会で若手ないし中堅の弁護士と共同研究をしていて感じたのは、研究者と実務家の発想の違い、そして両者を組み合わせることで生まれる新しい発想である。研究者と実務家がかんがいの程度重複している医学のよう

な分野と異なり、法律学の分野では残念なことに研究者と実務家の間になりの距離を感じるものが少なくない。しかしそのギャップを逆手にとって、理論と実務の両面から法律を考えるという視点を法教育（この場合には高校生以上を対象とするものを中心に考えることになろう）に活かすことができれば、法教育をよりダイナミックなものにすることができるように思う。

#### 4 さ い ご に

以上、ひとりの法教育に関心を持つ法学研究者の立場から、法教育について若干の考察をしてみた。法教育について筆者はまだ初心者であり、また理論面よりも実践面により深い関心を抱いているという変わり種？ である。今後、様々な機会を見つけて法教育の実践に関わっていくことができればと願っている。また、中央学院大学においても、法教育について考えたことの成果を教学上活かしていければと思う。

##### 注

- (1) 本稿では法ないし法律に関する教育に絞って論じたいので、教養教育、語学教育、健康教育などその他の教育に関しては射程外とすることをご了解願いたい。
- (2) 法曹になるための教育は（合格のための受験準備を含めて）主として法科大学院段階で（法科大学院で、というべきか否かはここでは敢えて明確にしない）行うこととなるので、法学部はその基盤の部分を提供するという役割分担が必要だが、公務員試験は学部在籍中に受験し、卒業とともに就職することになるから、学部段階で受験準備をも含めた指導が必要となる。
- (3) 例えば、その公務員の職務に関係の深い法律に関する教育。
- (4) 法教育の沿革については、法務省関連の動きを中心としていくつかの論考で紹介されている（例えば「座談会・我が国における法教育の現状と展望」ジュリスト1266号（2004年）8頁～42頁、特に8頁～13頁、大谷太「法教育の展望」大村敦志・土井真一編著『法教育のめざすもの』（商事法務・2009年）29頁～42頁、特に30頁～36頁など）ほか、法務省関連の動き

以外を含めた法教育に関する従来の動きを紹介するものとして、全国法教育ネットワーク「新しい法教育の基盤と方向」全国法教育ネットワーク編『法教育の可能性』（現代人文社・2001年）4頁～12頁、特に6頁～9頁、土井真一「法教育の基本理念」大村・土井編著・同上3頁～28頁、特に9頁～11頁、渡邊弘「法を学ぶ者のための法教育入門」法学セミナー662号（2010年）14頁～18頁などがあり、本稿ではこれらに依拠した。なお、さらに法教育の源流までさかのぼって詳細に検討した文献として、大村敦志著『「法と教育」序説』（商事法務・2010年）第1章「法教育の過去・現在・将来」がある。

- (5) 関連文献として、江口勇治「アメリカの法教育の理論と実際」自由と正義2001年2月号22頁～33頁、江口勇治編『世界の法教育』（現代人文社・2003年）、Center for Civic Education 著・江口勇治監訳『テキストブック・わたしたちと法』（現代人文社・2001年）などがある。
- (6) 自由と正義2001年2月号、ジュリスト1266号（2004年4月）、同1353号（2008年4月）、法学セミナー662号（2010年2月）、ジュリスト1404号（2010年7月）など。
- (7) 法教育に関する研究書としては、本稿で他に紹介する諸文献を参照。法教育の指導に関する実践的な指南書として近年出版されたものとしては、教師と弁護士でつくる法教育研究会編著『教室から学ぶ法教育』（現代人文社・2010年）、橋本康弘編著『教室が白熱する“身近な問題の法学習”15選』（明治図書・2009年）、河田孝文監修・平松英史編著『社会の規範（ルール）を教える授業』（明治図書・2008年）、千葉大学教育学部・附属連携研究社会科部編『社会が見えてくる“法”教材の開発』（明治図書・2008年）などがある。
- (8) 2010年9月に明治大学リバティタワーで開催された設立総会および第1回研究大会には筆者も参加し、法教育研究の高まりを肌で感じた。
- (9) この点に関連して、全国法教育ネットワーク・前掲注(4)・10頁～11頁の指摘は、法学研究者のはしぐれとしては耳の痛いものであり、今後、自らと課題として考えていきたい点である。
- (10) ‘law-related education’ means education to equip nonlawyers with knowledge and skills pertaining to the law, the legal process and the legal system, and the fundamental principles and values on which these are based.（関東弁護士会連合会編『法教育・21世紀を生きる子どもたちのために』（現代人文社・2002年）11頁）。
- (11) 渡邊・前掲注(4)・14頁。

- (12) 法教育研究会報告書『我が国における法教育の普及・発展を目指して——新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために』（2004年）2頁。
- (13) 例えば憲法教育について、土井・前掲注(4)・9頁。
- (14) 関東弁護士会連合会編・前掲注(10)・118頁。
- (15) 松尾邦弘「司法制度改革と法教育」ジュリスト1353号（2008年）10頁～12頁。
- (16) 土井・前掲注(4)・5頁。
- (17) なお、筆者がこれまでに教壇に立ったことのある大学（半期または通年の授業を単独で担当したものに限る。☆をつけたのは法学部、★をつけたのは法科大学院を指す）は、★大宮法科大学院大学、城西国際大学、湘南国際女子短期大学、★千葉大学、☆中央学院大学、津田塾大学、東洋大学、明海大学、☆立教大学、早稲田大学であり、大宮、千葉、津田塾、立教では国際私法関連科目を、それ以外の大学では法学入門、憲法、ビジネス法、ジェンダー法ないしジェンダー学、家族法などに相当する科目を、中央学院ではそれら両者を担当してきた。本稿の以下の部分では、特定の大学の経験に限定せず、それらの経験全体を通じて筆者が感じたところを踏まえつつ述べることにしたい。
- (18) 正課に採りいれるか課題講座として展開するかは各大学の事情にも関わることなので、本稿では論じないこととする。
- (19) なお、ここで述べているのは、全国の法学部に共通のカリキュラムを導入すべきだというコアカリキュラムを前提としたものではない。あくまで各大学の特色に応じて、本学では学生の将来の進路に関係なくこの科目を必ず履修してほしい、という科目を大学ごとに決定すればよいと考える。それが将来的にコアカリキュラム論に適合する方向へ進むか否かは別の問題であると考えられる。
- (20) 例えば法曹志望者に対してはロースクールの受験科目や七法（六法+行政法）科目、法律家としての基礎的な資質を鍛えるような科目などが該当するであろうし、警察官志望者に対しては警察官採用試験対策講座や警察官職務執行法、刑法、刑事訴訟法、刑事政策、道路交通法、ストーカー規制法、DV法などが該当するであろう。各々の大学において、現時点で卒業生が多数就職している進路、あるいは今後、学部の日玉として伸ばしたい進路にあわせて科目を配置するのが効果的であるように思われる。ここで注意してほしいのは、「受験科目について教える」と「受験で出る内容を教える」とは異なるという点である。法学部の教育は単なる受験指導であ

ってはならないし、むしろ受験指導で大学が他の教育機関（受験予備校）と張り合うことは不可能である。あくまで法学部は受験レベルを踏まえつつもそれを越えて専門的理解を深める教育をすべきである。こう言ってしまうと、受験科目を教えると言ったことと矛盾するように受け止められるかもしれないが、資格試験はその資格を与えるに相応しい知識や思考力が備わっているか否かを試すものであるのだから、合格あるいは満点というのは教育の過程での一つの目標になると同時に、それだけを目標とはすべきでない。受験科目を教えるというのは合格+ $\alpha$ の知識や思考力を育てる教育を意味すると考えるべきである。

- (21) このような考え方に対しては、「それでは法学部とは言えない」「法学部は専門的な法学教育を施す場であり、小中高の延長のような教育をする場所ではない」という批判があり得る。しかし、そのような批判をする論者は、自らの所属する大学ないし学部の入試と就職の状況についてもう一度確認してみるべきである。例えば、学力審査のないAO入試や推薦入試によって入学者の大半を確保しているような大学において、徒に高度な専門教育を施そうとすることが、果たして学生の需要に、あるいは保護者の期待に適合しているのだろうか。学生に理想を語るのは大切だが、身の丈に合った教育を提供することによって初めて学生はその実力を着実に伸ばすことができるのではないか。
- (22) 全国法教育ネットワーク・前掲注(4)・10～11頁。
- (23) 大村敦志監修、東京大学法科大学院・出張教室編著『ロースクール生が、出張教室。法教育への扉を叩く9つの授業』（商事法務・2008年）などを参照。
- (24) 模擬裁判というと、各地の弁護士会が実施しているものや、日弁連主催の高校生模擬裁判選手権など、法曹界が積極的に取り組んでいることが目立つ。しかし、大学教員の指導する模擬裁判は、普段から接している学生との共同作業という意味で、弁護士会の模擬裁判とは一味違ったものとなり得る。一概にどちらが優れているということではなく、お互いに学びあう姿勢を持つことが望ましいであろう。
- (25) 例えば、中央学院大学法学研究部（文化系サークルの1つ）が行っている刑事模擬裁判活動を例にとる。同部ではかねてから模擬裁判活動をしてきたようであるが、一時期部員が減り、休部寸前の状況に追い込まれた。しかし、中央学院大学唯一の法学系サークルの灯を消してはならないと考えた有志教員により部は再建され（休部を免れ）、その後部員を増やして活動も活発化した。その当時から、顧問の現・平澤修准教授が台本作成およ

び上演の指導をされており、例えば実際に発生した事件を題材にして模擬裁判の台本を作り上げている。今では毎年複数回の上演が当たり前になっており、顧問にとっても学生にとってもかなりの負担になっているであろうが、苦勞しただけ学生の中には実践的法学学習の経験が残るはずである。